

平成27年1月30日

西尾市長 榑 原 康 正 様

西尾市特別職報酬等審議会

会 長 杉 田 芳 男

特別職の報酬等について（答申）

平成27年1月14日付け西人第107号で諮問のあった市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の報酬の額について、下記のとおり答申する。

#### 記

本審議会に諮問された市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の報酬の額について審議するにあたり、近隣自治体の状況のほか、我が国の社会経済情勢やこの地域における民間企業の状況など、総合的に、かつ公正に判断することが大切であると考えた。

そこで、我が国の経済に目を向けると、リーマン・ショック以降、東日本大震災を経て大きく低下した経済活動は緩やかな回復傾向にあるものの、消費増税や原油価格、為替などに大きく影響を受け、依然力強い回復には至っていない。政府は景気回復を目指しアベノミクスを推し進めており、その効果が少しずつ現れてきてはいるが、未だ中小企業では実感できない厳しい状況である。

また、市民生活に目を向けると、消費増税などによる物価上昇率が賃金上昇率を上回り、実質可処分所得が減少するなど、こちらも厳しい状況が続いている。

このような状況の中、平成26年人事院勧告において総合的な公務員給与制度の見直しが行われ、国家公務員一般職の給料を平成27年分から平均で2%削減し、幹部職員である指定職についても、一般職同様に2%引下げとする勧告が行われた。

本審議会としては、行財政改革に鑑みて、あらゆる経費の見直し及び遊休資産の処分、全職員の積極的な事務取り組み等について、特別職及び市議会議員におかれては、積極的な発言をお願いするものである。

そこで、「少しでも良い西尾市を次世代に送りたい」との考えのもと、削減ありきではなく、《西尾市のために一層活躍していただき、より一層効率を上げていただき、それに見合った給料・報酬を受けていただく。そして、地元還元していただく》ことを本筋として慎重な審議を行った。

審議の経過、結論については、次のとおりである。

## 1 審議の経過

本審議会は市長の諮問を受け、委員7名をもって1月14日及び本日1月30日の二日間にわたり、市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の報酬の額について、社会経済情勢、当市の財政状況、当市の過去における報酬等の額の推移、近隣自治体の最近の動向、市民感情等を考慮し、公正、中立の立場から慎重に審議を行った。

委員からは、市長、副市長及び議員の職責に対する対価として適正かどうか、それぞれの立場から幅広い率直な意見が出され、積極的で果敢な審議が行われた。

審議において出された主な意見は次のとおり。

- ・ 中小企業では景気回復は感じられず、依然厳しい状況である。
- ・ 民間企業を対象とした調査に基づく人事院勧告の内容は尊重すべきである。その中で、3年間の激変緩和措置が講じられている。
- ・ 市長、副市長及び議員は多忙を極めており、その職責から判断すれば、現行の額は妥当であり、増額を考えてもよいと考える。
- ・ 良い仕事をするにはそれなりの対価が必要である。
- ・ 適正な対価を支払い、その分しっかり活躍してもらえばよい。

## 2 結論

社会経済情勢など厳しい状況ではあるが、据え置きが適当である。

市長の給料月額	1, 0 0 7, 0 0 0 円	(据え置き)
副市長の給料月額	7 8 7, 0 0 0 円	(据え置き)
議長の報酬月額	5 5 1, 0 0 0 円	(据え置き)
副議長の報酬月額	5 1 1, 0 0 0 円	(据え置き)
議員の報酬月額	4 5 5, 0 0 0 円	(据え置き)